

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月16日（平成30年（行情）諮問第191号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第510号）

事件名：福岡労働局が保有する特定期間に厚労省の部署や職員とやり取りした文書の名称が記載された文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年度に厚生労働省の部署や職員とやり取りした文書の名称が記載してある文書。（文書名称の一覧やまとめたもの等がなければ、やり取りした文書（名称が付されていない文書含む）の先頭から10ページまでの開示をお願いします。ただし電磁的記録の場合はページの限定は不要です。」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月12日付け福岡労開第133号により、福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

同文言の開示請求を同じ厚生労働省の地方支分部局の厚生局にも行ったところ開示されていますので、なぜ厚生労働省の機関のなかでも結果に差があるのか疑問です。請求の際には、厚生局で開示された際の資料も添付していました。なぜ文書特定できないかを質問しても一度も回答がありません。厚生労働省とやり取りした文書が特定できなければ、通常業務を行えませんし、福岡労働局においても「形式的に不備がある不適法な開示請求」になることはありえませんが、開示していただくようお願いしません。厚生局では開示決定され、労働局では開示できない理由が不明です。福岡労働局では、同局で以前開示決定されていた請求も、平成29年11月を境に「形式的に不備がある不適法な開示請求」として不開示決定されるようになりました。これについては真相究明をお願いします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月19日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年1月14日付け（同月16日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 審査請求人は、平成29年8月5日付け（同月7日受付）で、「厚生労働省の部署や職員とやり取りした文書の名称等がわかるもの（平成28、29年度に作成又は取得されたものに限る）」に係る開示請求を行った。

イ 処分庁は、開示請求対象行政文書の特定が困難であったことから、平成29年9月27日付けで、相当の期間を定めて補正を求めたところ、同年10月1日付けであった審査請求人からの回答において、「平成29年度に厚生労働省の部署や職員とやり取りした文書の名称が記載してある文書」に補正が行われた。

ウ 処分庁は、なお対象行政文書の特定が困難であったことから、平成29年10月6日付けで、再度相当の期間を設けて補正を求めたところ、同月21日付けであった審査請求人からの回答において、補正に応じる意思は認められず、したがって法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同年10月23日付けで不開示決定を行った。

エ 審査請求人は、平成29年11月19日付けで、上記ウにおいて形式上の不備がある開示請求として不開示決定が行われた同一の内容で、再度、開示請求を行ったところ、処分庁は、当該開示請求についても、形式上の不備がある開示請求として、同年12月12日付けで原処分を行ったものであり、審査請求人はこれを不服として本件審査請求を提起したものである。

### (2) 原処分の妥当性について

#### ア 文書の特定について

審査請求人は処分庁に対して、「厚生労働省との間でやり取りされた文書」の開示を求めているが、厚生労働省と処分庁は上級行政庁・下級行政庁の関係にあり、報告、連絡、照会等様々な形で情報の伝達・共有を図っている。

また、処分庁と厚生労働省との情報伝達・共有は、担当部署において直接行われており、特定の部署において、そのやり取りを一元化しているものではない。

したがって、審査請求人が行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は全ての部署において、その保有する文書が厚生労働省との間でやり取りした文書であるか否かを逐一確認しなければならない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

#### イ 審査請求人による同様の内容の開示請求について

審査請求人は、以前に本件審査請求に係る開示請求の内容と同内容の開示請求を行っており、それに対し、処分庁は開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったため、審査請求人に対し、処分庁の組織及び所掌する事務を示したうえで、2度にわたり、相当の期間を定めて補正を求めたものの、行政文書を特定するに足る補正に応じる意思は認められず、なお法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められなかったことから、不開示決定を行っている。

この経緯を踏まえ、さらに審査請求人が、あえて形式上の不備がある開示請求と同内容の本件審査請求に係る開示請求を行ったことを鑑みると、審査請求人に補正の意思があったとは考えられず、処分庁が、法4条1項2号に掲げる事項が記載されているとは認められないと判断したことは妥当であると認められる。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める行政文書の特定が不十分であることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 平成31年3月19日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求に形式上の不備があり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

#### (1) 開示請求書における対象文書の特定について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）ア）において、対象文書の特定について、以下の旨を説明する。

審査請求人は処分庁に対して、「厚生労働省との間でやり取りされた文書」の開示を求めているが、厚生労働省と処分庁は上級行政庁・下級行政庁の関係にあり、報告、連絡、照会等様々な形で情報の伝達・共有を図っている。

また、処分庁と厚生労働省との情報伝達・共有は、担当部署において直接行われており、特定の部署において、そのやり取りを一元化しているものではない。

したがって、審査請求人が行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は全ての部署において、その保有する文書が厚生労働省との間でやり取りした文書であるか否かを逐一確認しなければならない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 当審査会において確認したところ、本件開示請求書には、「平成29年度に厚生労働省の部署や職員とやり取りした文書の名称が記載してある文書。（文書名称の一覧やまとめたもの等がなければ、やり取りした文書（名称が付されていない文書含む）の先頭から10ページまでの開示をお願いします。ただし電磁的記録の場合はページの限定は不要です。同じ名称が複数ある場合は、日付が新しいものの開示をお願いします。（平成28年7月31日と平成29年7月31日の文書であれば、平成29年7月31日の文書の開示をお願いします。）

同じ日付で同じ名称の文書が複数存在する場合は、行政文書ファイルにある先頭の文書の開示をお願いします。」と記載されていると認められる。

そこで検討すると、本件開示請求書に記載された文言だけでは、福岡労働局のどの部署におけるどのような業務に関するものであるのかが不明であり、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められないとする諮問庁の説明は首肯でき、文書の不特定という形式上の不備があると認められる。

(2) 求補正の手続の妥当性について

ア 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2)イ)において、補正の経緯について、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求人は、以前に本件審査請求に係る開示請求の内容と同内容の開示請求を行っており、それに対し、処分庁は開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったため、審査請求人に対し、処分庁の組織及び所掌する事務を示したうえで、2度にわたり、相当の期間を定めて補正を求めたものの、行政文書を特定するに足る補正に応じる意思は認められず、なお法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められなかったことから、不開示決定を行っている。

この経緯を踏まえ、さらに審査請求人が、あえて形式上の不備がある開示請求と同内容の本件審査請求に係る開示請求を行ったことを鑑みると、審査請求人に補正の意思があったとは考えられず、処分庁が、法4条1項2号に掲げる事項が記載されているとは認められないと判断したことは妥当であると認められる。

イ 当審査会において、諮問書に添付された上記アの処分庁から審査請求人に対して送付された求補正文書及び審査請求人から処分庁に対する回答文書を確認したところ、おおむね、以下のとおりである。

(ア) 平成29年9月27日付けの求補正文書には、開示を希望する具体的な行政文書が特定できないとして、開示請求対象文書が特定できるよう、「厚生労働省組織規則(抜粋)」を参考資料として添付した上で、行政文書の名称、標題、記録されている情報の概要について補正を依頼している。

(イ) これに対して、平成29年10月1日付けの審査請求人からの回答文書には、「請求する行政文書の名称等」を、別紙のとおり補正する旨が記載されている。

(ウ) そこで、処分庁は、平成29年10月6日付けの求補正文書により、再度、開示を希望する具体的な行政文書が特定できないとして、

開示請求対象文書が特定できるよう、行政文書の名称、標題、記録されている情報の概要について、補正を依頼しているが、同月21日付けの審査請求人からの回答文書では、これ以上補正を行わない旨が記載されている。

ウ　そこで検討すると、本件開示請求書の記載内容と上記イ（イ）の審査請求人からの回答の内容は同一の内容と認められ、当該求補正に係る不開示決定が平成29年10月23日になされた後、同年11月19日に本件開示請求がなされていることから、処分庁が更に補正を求めたとしても、審査請求人が当該求補正に応じる蓋然性は極めて低いと推察されたとの諮問庁の説明は、首肯できることから、処分庁が更に補正を求めずに行った原処分は不適切であるとは認められない。また、当該求補正において、審査請求人に対し、補正の参考となる情報も提示しており、法4条2項の規定の趣旨に照らしても、不適切とは認められない。

(3) したがって、本件開示請求には、上記(1)のとおり、開示請求に係る文書不特定という形式上の不備があると認められ、上記(2)のとおり、処分庁による求補正においても当該不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

## 別紙

平成29年10月1日付け審査請求人からの回答文書に記載された請求する行政文書の名称等

平成29年度に厚生労働省の部署や職員とやり取りした文書の名称が記載してある文書。（文書名称の一覧やまとめたもの等がなければ、やり取りした文書（名称が付されていない文書含む）の先頭から10ページまでの開示をお願いします。電磁的記録の場合はページの限定は不要です。同じ名称の文書が複数ある場合は、日付が新しいものの開示をお願いします。（平成28年7月31日と平成29年7月31日の文書であれば、平成29年7月31日の文書の開示をお願いします。）同じ日付で同じ名称の文書が複数存在する場合は、行政文書ファイルにある先頭の文書の開示をお願いします。）